（案）

宮・庄川地域森林計画変更計画書
（宮・庄川森林計画区）

計画期間　　自　　令和　７年　４月　１日

　　至　　令和１７年　３月３１日

（令和８年１２月　　日変更）

岐阜県

目次

前文　1

はじめに　2

第２章　計画区の概要
　４　計画の対象とする森林の区域　3

第３章　前計画の評価と個別計画
　２　個別計画　4

第４章　森林整備及び保全方針
　１　森林の整備及び保全の基本方針　6
　２　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　9

第５章　森林整備基準等
　１　伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　10
　２　造林に関する事項　13
　３　間伐及び保育に関する事項　15
　５　林道等整備に関する事項　16
　　～林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項～
　６　森林施業の合理化に関する事項　～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～　17
　７　森林の土地の保全に関する事項　19
　８　保安施設に関する事項　20

＜資料編＞
第１章　計画数量の明細
　１　伐採材積、間伐面積及び造林面積　21
　３　保安林として管理すべき森林の種類別面積等　23
　４　治山計画　24

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定に基づき、宮・庄川地域森林計画の一部を次のように変更する。

なお、地域森林計画の変更は、令和９年４月１日にその効力を生ずるものとする。

宮・庄川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。
※下線は樹立時又は前回変更計画書からの変更箇所を示す。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、保健・レクリエーションの場の提供、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にあります。

国は令和８年６月に新たな「森林・林業基本計画」を閣議決定し、「森の国・木の街」の実現に向け、関係者が将来に希望をもって新たな取組みに挑戦できるよう、民間活力の積極的な活用を図りつつ、施策を集中し、機動的な実施を図ることにより、森林・林業・木材産業の次の百年の礎を築いていくこととしています。

また、令和５年 10 月に閣議決定された「全国森林計画」についても、新たな「森林・林業基本計画」を踏まえて令和８年６月に変更され、新たな森林・林業基本計画の目標区分等に即して、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量の見直しを行うとともに、林業適地における再造林の確保に向けた特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定と森林経営計画の作成等の積極的な推進、生物多様性保全の一層の推進、野生鳥獣対策及び林野火災予防対策の推進等が追加されました。

第 15 次宮・庄川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画（岐阜県計画）をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

第２章　計画区の概要

４　計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名		地域森林計画 対象民有林	対象外森林	合計
計画区総数		191,426.20	310.26	191,736.46
飛騨	高山市	119,549.92	208.13	119,758.05
	飛騨市	56,726.19	95.39	56,821.58
	白川村	15,150.09	6.74	15,156.83

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第 10 条の２に基づく林地の開発行為の許可、②森林法第 10 条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び③森林法第 10 条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

第３章　前計画の評価と個別計画

２　個別計画

（１）　伐採計画　～間伐立木材積その他の伐採立木材積～

伐採立木材積(主伐・間伐)については、表 3-2-1 のとおりとします。

表 3-2-1 伐採立木材積に係る計画量

単位（材積：千 m3）

区分		総数	主伐	間伐
総数		2,338	1,381	957
	うち前半 5 年分	1,194	625	569

※詳細は、資料編第１章１による

（２）　間伐面積

間伐面積については、表 3-2-2 のとおりとします。

表 3-2-2 間伐面積に係る計画量

単位(面積:ha)

区分		間伐面積
総数		13,169
	うち前半 5 年分	7,344

※詳細は、資料編第１章１による。

（３）造林計画　～人工造林及び天然更新別の造林面積～

人工造林、天然更新別の造林面積については、表 3-2-3 のとおりとします。

表 3-2-3 造林に係る計画量

単位（面積：ha）

区分		総数	人工造林			天然更新
			計	人工造林	樹下植栽	
総数		3,346	1,050	1,033	17	2,296
	うち前半５年分	1,480	425	417	8	1,055

※詳細は、資料編第１章１による。

（５） 保安施設　～保安林整備及び治山事業に関する計画～

ア　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積については、表 3-2-5 のとおりとします。

表 3-2-5 保安林に係る計画量

単位（面積：ha）

保安林の種類	面積	
		うち前半５年分
総数(実面積)	78,087	77,971
水源涵(かん)養のための保安林	53,993	53,900
災害防備のための保安林	23,806	23,783
保健、風致のための保安林	2,030	2,030

※総数欄は、２以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵（かん）養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

※計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は、資料編第１章３による。

ウ　実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 治山事業に係る計画量

単位(地区数:林班)

区分	治山事業施工地区数	
		うち前半５年分
総数	124	76

※市町村別等は、資料編第１章４による。

第４章　森林整備及び保全方針

１　森林の整備及び保全の基本方針

（２）　各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

これらの取組みに当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業森林区域」という。）の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持します。林業適地以外にあるものについては、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行します。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行います。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表 4-1-2 のとおりです。

表 4-1-2 各機能に応じた対象とすべき森林、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針

機能	対象とすべき森林	望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林であり、水源涵(かん)養機能の維持増進を図るべき森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を促進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小・分散を図ります。 また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を促進します。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備のための森林で土地に関する災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図るべき森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を促進します。 また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を促進します。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高く快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を促進します。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林で、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るべき森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林で あって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を促進します。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林であって、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図るべき森林	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林で あって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を促進します。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系や希少な生物種が生育・生息する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林であって、生物多様性保全機能の維持増進を図るべき森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林など	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図ります。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林であって、木材等生産機能の維持増進を図るべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を促進します。森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を促進します。 林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行います。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進します。

※森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件、森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

※生物多様性保全機能については、一定の面的広がりにおいて様々な生育段階や構成樹種の森林が相互に関係しながら発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息している森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林を除き、属地性がないことに留意する必要がある。

※これらの機能以外の森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

２　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林の区域について森林の一体性も踏まえつつ、設定します。

この場合において、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が、重複する場合には、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めます。

また、当該区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等が良い林業適地にあるものについては、第５章６（４）の特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行います。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行います。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域は、市町村森林整備計画において定められます。

第５章　森林整備基準等

１　伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（２）施業方法別の指針

施業区分別の伐採の指針は、表 5-1-2 を基準とします。

区分	施業基準
共通事項	① 共通事項 主伐にあっては、次のとおりとする。 a 県土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林についてはその目的に応じて適切な施業を行うものとする。 b 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。水源林においては標準伐期齢に 10 年を加えた林齢以上での実施に努めるものとする。 c 大面積の伐採をやむを得ず行う場合には、空間的・時間的に分散させるよう努めるものとする。 d 造林の限界である標高 1,400m以上又は積雪深 2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから大面積の伐採は行わないものとする。 e 天然林の主伐は、若齢林においてはぼう芽更新によるものとするが、老齢林等ぼう芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残すものとする。水源林においては必要に応じて更新補助作業を行うものとする。 f 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとする。 g 森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、林地保全に配慮した集材路の作設等について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）等をに基づく踏まえた方法による伐採・搬出を確実に実施するものとする。

単層林施業	① 対象とする森林 人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林 ② 施業基準 (ｱ) 人工林を皆伐する場合 人工林を皆伐する場合は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、原則、小面積かつ分散的な皆伐とし、できる限り保残木施業（1ha を超える皆伐は、保残木として平均径以上の立木を 50～100 本/ha 程度を残す。）を行い、適確な更新を図るものとする。 保残木は、風・雪・乾燥など気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集団的に配置するものとする。 (ｲ) 保護樹帯の設置 a 保護樹帯の必要な場所 下記の場所で、林地の保全、雪崩、落石の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のために必要がある場合には、裸地化を避け、列状又は塊状の保護樹帯を残置するものとする。 ・尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地、地形・地質条件が悪く崩壊の危険の高い場所、下降斜面の変曲点、作業道の下方等 b 1ha を超える人工林の伐採 1ha を超える人工林の伐採にあたっては、保護樹帯として２～３列(20～30m)程度の幅で残すものとする。 c 人家、道路沿いの伐採 人家、道路沿いについては、樹高（10～15m）程度控えたところに保護樹帯を設けるものとする。 d 保護樹帯の管理 残置した保護樹帯は、適正な森林管理を行うものとする。 (ｳ) 1ha を超える人工林の伐採 1ha を超える人工林の伐採にあたっては、ササ等が繁茂したり、土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、裸地化を避けるものとする。 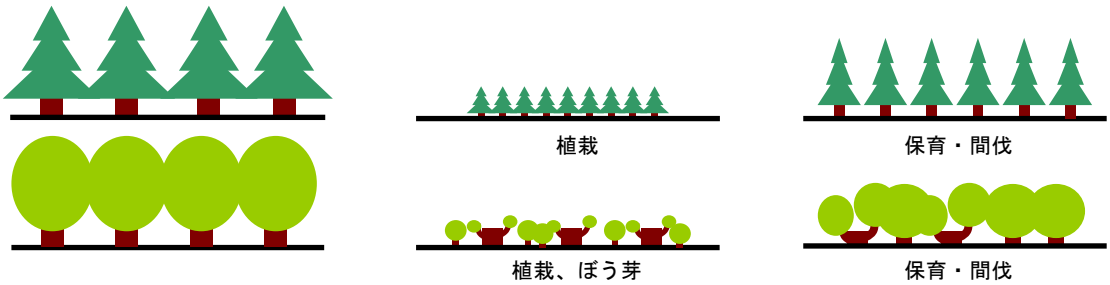

複層林施業

① 対象とする森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林

② 施業基準

(ｱ) 複層林施業における伐採

複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して伐採するものとする。

(ｲ) 択伐の場合

択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。

(ｳ) 皆伐の場合

皆伐するにあたっては、「単層林施業」に準ずるほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

(ｴ) 天然更新を前提とする場合

天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。

(ｵ) 面的複層林施業における伐採

帯状伐採（伐採幅 40m未満）又は群状伐採（１ha 未満）とし、伐区と伐区の間に 20m以上の幅で保護樹帯を設け、区域内における伐採面積の合計は、おおむね 50%未満とする。

天然林

① 対象とする森林

主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林

② 施業基準

(ｱ) 天然林における主伐

主伐にあたっては、「単層林施業」及び「複層林施業」に準ずる。

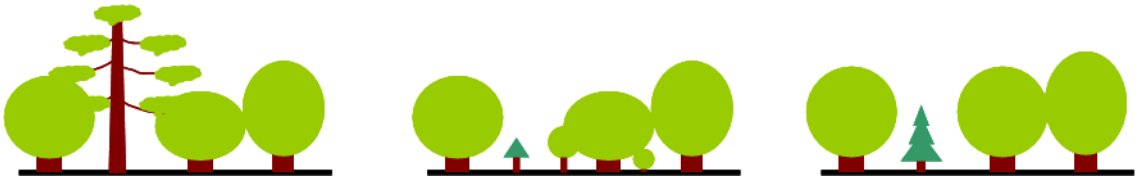

２　造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

（１）　人工造林

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

また、１ha を超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

ア　樹種

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表 5-2-1 のとおりとします。

表 5-2-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	・造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然的条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・成長等に優れた特定母樹由来の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保 第 31 号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 ・広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとする。 ・「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等 への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けること。

（２）天然更新

天然更新は、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

３　間伐及び保育に関する事項

（１）間伐

ア　間伐を実施すべき標準的林齢及び間伐の標準的な方法

過密となっている林分では、間伐を実施します。

森林林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、次に示す内容を基本とし、既往の平均伐期齢や間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、表 5-3-1～表 5-3-5 を基に、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

・間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を 30%以上にすることが望ましいです。

・崩壊地の上部は除間伐を集約的に実施し、林床植生の育成を促進します。

・伐倒木及び林地残材が流出するおそれのある場合は、適切に流出防止対策を施すほか、林外への搬出や伐倒木の木柵等への利用を図るものとします。特に土砂の流出路となる谷筋(高水位以下)においては、伐採した立木が谷筋に入らないようにします。

５　　林道等整備に関する事項　～林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項～

（１）　林道(林業専用道含む。以下同じ)の整備に関する基本的な考え方

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として 10ｔ積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について、計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

６　森林施業の合理化に関する事項　～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～

森林施業の合理化については、地域単位で、森林・林業・木材産業関係者や地域住民、市町村、森林管理署、県が連携し、地域の合意形成を図りながら、「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、計画的かつ総合的に推進します。あわせて、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化等を推進します。

（３）　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するものとします。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組みを促進するものとします。

（４）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。

イ　施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うほか、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

（６）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア　林業機械の導入促進

森林整備、素材生産の体制づくりのためには、木材生産性の向上、労働強度の軽減及び安全確保の観点から、遠隔操作、自動運転等の無人化、省力化技術が実装された林業機械や稼働率の向上等を図るなど地域の特性に応じた林業機械の導入を促進します。

このため、路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、機械の共同利用化等による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとします。

（７）　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ウ　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、市町村森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークを強化し、サプライチェーンの構築を進め、コンビナートによる協業化及び分業化を推進するとともに、ＤＸの導入により先端技術やデジタルツールを活用し、流通プロセスの効率化を図るものとします。

さらに、木材に係るコスト構造や立木価格等に関する情報の整理及び共有を進めるとともに、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等による、合法性に加え、森林経営計画等に基づく取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図るものとします。こうした取組み等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていきます。

７　森林の土地の保全に関する事項

（１） 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図るものとします。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

加えて、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします

８　保安施設に関する事項

（３） 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとします。近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、豪雪、地震等により、山地災害等が全国的に発生しています。その特徴として、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられます。また、地域によっては、山腹崩壊の発生及びその後の豪雨による土砂・流木の再流出が発生したほか、シカ等野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山地災害防止機能低下が懸念されます。このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組等を行うこととします。

ア　山地災害危険地区等における、きめ細やかな治山ダムの配置等や、短期間でより多くの箇所の安全性を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施

イ　被災地域等における流木や土砂の流出のおそれを把握するための山腹や渓流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供

ウ　関係者と連携した流木対策の推進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、山腹崩壊対策の実施）

エ　流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区における定期点検や、地域関係者と連携した山地防災活動の実施等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図ります。

また、既存の治山ダムや地すべり防止施設の機能強化・長寿命化を図るほか、レーザ計測の活用、ＩＣＴや施工性の高い工種・工法等の施工現場への導入を推進します。このほか、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽や緑化、治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとします。

資料編　第１章　計画数量の明細

１　伐採立木材積、間伐面積及び造林面積

（１）　伐採立木材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第３章２「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図 1-1-1 のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

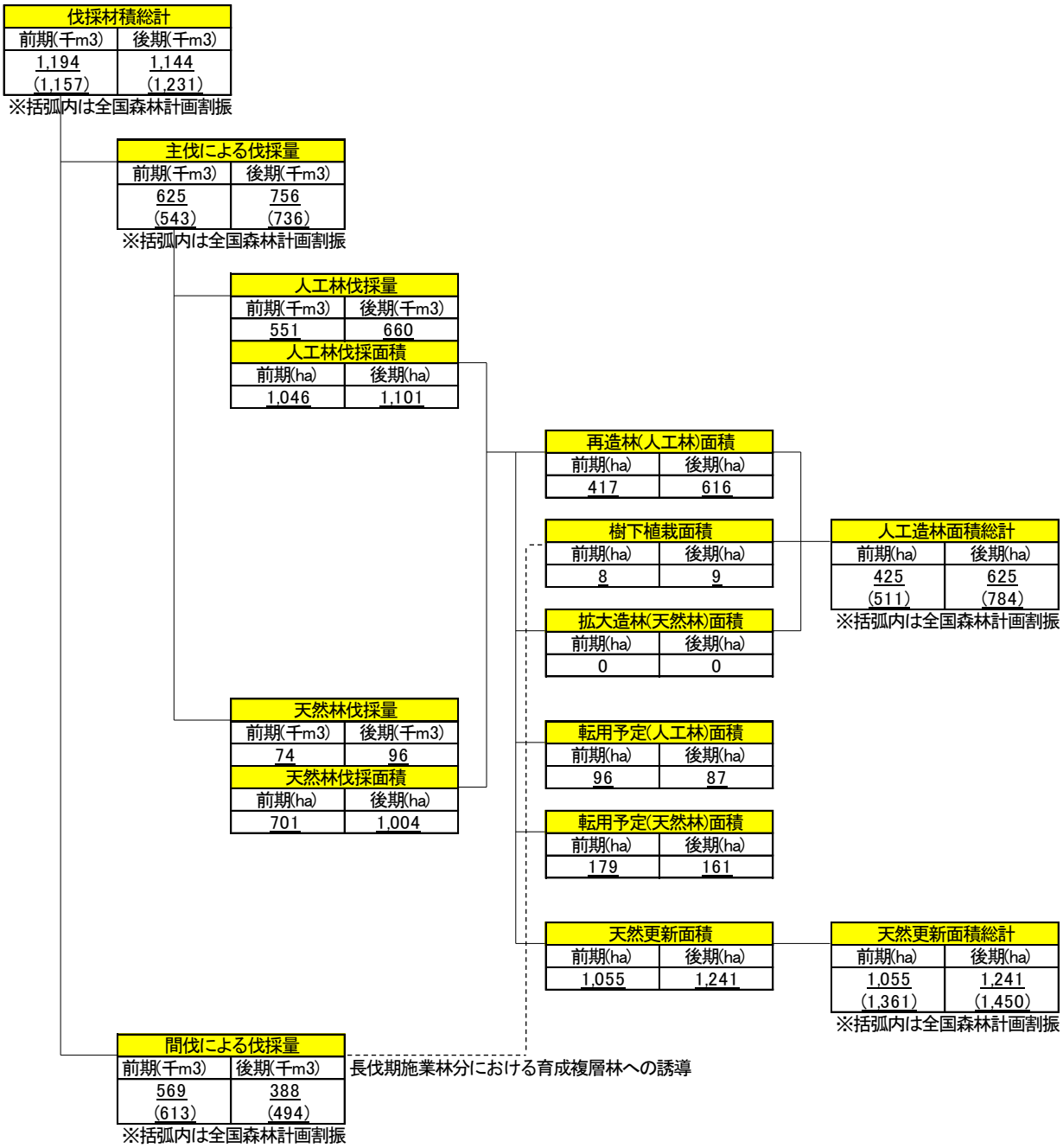

図 1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとしています。

単位（面積：ha）

← 第５期　岐阜県森林づくり基本計画期間　→

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曽川森林計画区	1,845	1,523	1,715	1,715	1,715	1,715	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	7,868	5,040	12,908	5,040
揖斐川森林計画区	1,755	1,321	1,417	1,417	1,417	1,417	621	621	621	621	621	621	621	621	621	621	5,493	3,105	8,598	3,105
宮・庄川森林計画区	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	7,344	5,825	13,169	5,825
長良川森林計画区	2,522	2,780	2,492	2,492	2,492	2,492	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	8,744	7,815	16,559	7,815
飛騨川森林計画区	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443	7,215	7,215	14,430	7,215
合計							5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	※基本計画の目標値と一致								29,000

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

（２）市町村別の伐採立木材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位（材積：千m^3）

区分	総数			前期			後期		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
計画区総計	2,338	1,381	957	1,194	625	569	1,144	756	388
高山市	1,572	857	715	813	388	425	759	469	290
飛騨市	637	413	224	320	187	133	317	226	91
白川村	129	111	18	61	50	11	68	61	7

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位（面積：ha）

区分	総数				前期				後期			
	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽	
計画区総計	1,050	1,033	17	2,296	425	417	8	1,055	625	616	9	1,241
高山市	771	758	13	1,717	312	306	6	789	459	452	7	928
飛騨市	254	250	4	535	103	101	2	246	151	149	2	289
白川村	25	25	0	44	10	10	0	20	15	15	0	24

３　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

（１）　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表 1-3-1　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位(面積:ha)

指定／解除	種類	流域	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定または解除を必要とする理由	備考
			管内	市町村				
指定	総数(実面積)				316	207		
	水源涵（かん）養	総数			252	159	水源涵（かん）養のため	
		宮庄川	飛驒	高山市	158	100	水源涵（かん）養のため	
				飛驒市	94	59	水源涵（かん）養のため	
				白川村	0	0		
	災害防備	総数			64	41	災害防備のため	
		宮庄川	飛驒	高山市	64	41	災害防備のため	
				飛驒市	0	0		
				白川村	0	0		
	保健・風致等	総数			0	0		
		宮庄川	飛驒	高山市	0	0		
				飛驒市	0	0		
				白川村	0	0		
解除	総数(実面積)				8.9	8.9	指定理由の消滅	
	水源涵（かん）養	総数			6.2	6.2	指定理由の消滅	
		宮庄川	飛驒	高山市	6.2	6.2	指定理由の消滅	
				飛驒市	0	0		
				白川村	0	0		
	災害防備	総数			2.7	2.7	指定理由の消滅	
		宮庄川	飛驒	高山市	2.2	2.2	指定理由の消滅	
				飛驒市	0.1	0.1	指定理由の消滅	
				白川村	0.4	0.4	指定理由の消滅	
	保健・風致等	総数			0	0		
		宮庄川	飛驒	高山市	0	0		
				飛驒市	0	0		
				白川村	0	0		

4　治山計画　～実施すべき治山事業の数量～

表 1-4-1　実施すべき治山事業の数量等

単位(地区数:林班)

流域	森林の所在			治山事業施工地区数				主な工種	備考
	市町村		区域	計	前期	(林班番号)	後期		
宮庄川	総数			124	76		48		
	飛騨	計		124	76		48		
		高山市		74	44		30		
		旧高山市	山口町	2	1	189	1	渓間工・山腹工	
			岩井町	1	0		1	渓間工	
			塩屋町	1	1	117		山腹工	
			滝町	6	5	129, 141, 142, 143, 150	1	渓間工・山腹工	
		旧丹生川村	板殿	3	3	136, 137, 139		渓間工	
			新張	1	1	278		渓間工・山腹工	
			久手	2	1	183	1	渓間工・山腹工	
			日面	2	1	151	1	渓間工・山腹工	
			駄吉	1	1	236		渓間工	
			簾鉾	1	0		1	渓間工	
			町方	1	0		1	渓間工	
			北方	1	0		1	山腹工	
			折敷地	1	0		1	山腹工	
			小野	1	1	247		渓間工・山腹工	
		旧清見村	大原	2	1	3	1	渓間工	
			楢谷	3	2	45, 46	1	渓間工・山腹工	
			巣野俣	1	0		1	渓間工	
			三ツ谷	1	0		1	渓間工	
			福寄	1	0		1	渓間工・山腹工	
			大谷	2	2	277, 279		渓間工	
			江黒	1	1	271		山腹工	
		旧荘川村	三尾河	1	0		1	渓間工・山腹工	
		旧宮村	五升ヶ谷	1	0		1	渓間工	
		旧久々野町	柳島	1	0		1	渓間工	
			大西	3	2	73, 74	1	山腹工	
			渚	1	0		1	山腹工	
			引下	1	0		1	渓間工	
			長淀	2	2	14, 15		渓間工	
			久々野	1	0		1	渓間工	
		旧朝日村	一之宿	3	2	79, 80	1	渓間工	
			西洞	4	4	136, 137, 138, 139		渓間工	
			寺附	1	1	59		渓間工	
		旧高根村	黍生	1	0		1	山腹工	
			上ケ洞	1	0		1	渓間工・山腹工	

		小日和田	1	0		1	山腹工	
		中洞	3	3	6,7,12		渓間工	
		野麦	1	0		1	山腹工	
	旧国府町	上広瀬	1	1	71		渓間工	
	旧上宝村	一重ケ根	2	1	249	1	渓間工・山腹工	
		平湯	3	2	251,260	1	山腹工	
		福地	1	1	276		渓間工・山腹工	
		中尾	1	0		1	渓間工	
		岩井戸	1	0		1	山腹工	
		笹嶋	2	2	136,162		渓間工	
		今見	1	1	172		山腹工	
		吉野	1	1	430		山腹工	
	飛騨市		36	23		13		
	旧古川町	高野	1	1	5		渓間工・山腹工	
		寺地	1	0		1	渓間工	
		中野	1	1	10		渓間工	
		上野	1	0		1	山腹工	
		杉崎	1	0		1	渓間工	
		信包	1	1	56		渓間工・山腹工	
		野口	1	1	94		渓間工	
		下気多	1	0		1	山腹工	
		谷	3	2	58,60	1	渓間工・山腹工	
		数河	1	1	74		渓間工・山腹工	
		太江	1	1	110		渓間工	
		上気多	1	0		1	渓間工	
		沼町	1	0		1	渓間工	
	旧河合村	稲越	2	1	30	1	渓間工・山腹工	
		羽根	1	1	148		山腹工	
		保	3	2	83,84	1	渓間工・山腹工	
		元田	1	1	131		渓間工・山腹工	
		角川	1	1	185		山腹工	
		新名	1	1	42		山腹工	
	旧宮川村	塩屋	1	0		1	渓間工・山腹工	
		菅沼	2	2	170,171		渓間工・山腹工	
		三川原	1	0		1	渓間工	
		丸山	1	1	190		渓間工・山腹工	
		牧戸	1	1	191		渓間工・山腹工	
	旧神岡町	寺林	1	0		1	渓間工	
		西漆山	2	2	106,110		渓間工	
		森茂	1	1	310		渓間工・山腹工	
		杉山	1	1	152		山腹工	
		麻生野	1	0		1	渓間工	
	白川村	荻町	1	0		1	山腹工	
		木谷	3	3	97,105,107		渓間工・山腹工	
		保木脇	2	2	157,158		渓間工	
		長瀬	1	1	120		渓間工・山腹工	

			牧	1	0		1	山腹工	
			鳩谷	1	1	170		渓間工	
			馬狩	1	0		1	渓間工・山腹工	
			平瀬	2	1	144	1	山腹工	
			飯島	2	1	188	1	渓間工・森林整備	

注）前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

第１５次宮・庄川地域森林計画書

計画期間　　自　令和　７年　４月　１日
　　至　令和１７年　３月３１日
（変更　令和　８年１２月　　日）

発行・編集　　令和９年３月
　　岐阜県 林政部 林政課
　　〒500-8570
　　岐阜市薮田南２丁目１番１号
　　TEL　058(272)1111(代表)

本文中の用紙には、間伐材を活用しています。